明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働五）　一
○航空法施行規則及び運輸安全委員会設置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一）　七
〔告　示〕
○発動機等の限界使用時間を指定する告示を廃止する件（国土交通一五）　三五
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、入札、公示送達関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分、令和元年度管理業務主任者試験合格者関係　六九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○厚生労働省令第五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第七条、第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信